

# 第30回新型コロナウイルス感染症対策本部

開催日：令和3年9月29日（水）

## 議 事 次 第

1 新型コロナウイルス感染症に対する今後の対応について

2 その他

## 報 告 事 項

### 1 広報課

緊急事態宣言解除に伴い、以下のとおり対応する。

- 各種相談（法律・不動産・税務）について

現在、対面での相談は休止し、電話での相談を行っている。相談室が狭く換気が困難な状況も踏まえ、当面は現在の対応を継続するが、新型コロナウイルスの感染状況を勘案しつつ、対面での相談再開時期について調整を行っていく。

- 行政情報センターについて

現在休止している新聞の閲覧及びパソコンでの行政情報の閲覧は、国や都の感染症対策の状況等を見ながら再開の可否を検討する。

また、区民相談及び交通事故相談については対面での相談を休止し、電話相談を行っているが、相談室が狭く換気が困難な状況も踏まえ、当面は現在の対応を継続する。

## 報告事項

### 1 総務課

- 令和2年度区政功労者表彰式の実施  
延期となっている令和2年度区政功労者表彰式を行う。(10月19日予定)
  
- 東京都におけるリバウンド防止措置の実施に伴う施設使用等について
  - (1) 文京区男女平等センター貸施設
    - ・ 夜間の時間帯は、貸出時間を午後9時までとする。ただし、使用時間短縮による使用料の減免はしない。
    - ・ 期間中の新規予約の受付を再開する。
    - ・ 施設利用において、貸出を中止していた種目について、別紙「施設利用の制限緩和について(案)」のとおり貸出を再開する。  
ただし、料理・飲食を伴う会議等は除く。
  - (2) 事業（イベント、講座等）
    - ・ 区主催事業及び区指定事業のイベントや講座等は、感染予防対策を十分に行った上で、予定どおり実施する。  
なお、夜間については、午後9時までの実施とする。
  - (3) 男女平等センター相談室
    - ・ 原則として、中止していた面接での相談を含め、平常どおり運営する。

### 2 職員課

- 緊急事態宣言解除後の対応について（9月30日通知予定）

## 報告事項

### 1 区民課

東京都におけるリバウンド防止措置の実施に伴う施設使用等について

#### (1) 四季の郷薬師温泉やまびこ荘

感染予防対策を十分に行ったうえ、下記のとおり取り扱う。

- ・予約済み利用者

通常通り利用してもらう。

- ・新規宿泊予約

通常通り受け付ける。

- ・山村交流体験事業

通常通り実施する。

#### (2) 貸施設（経済課所管勤労福祉会館を含む）

- ・夜間の時間帯は、貸出時間を午後9時までとする。

ただし、使用時間短縮による使用料の減免はしない。

- ・期間中の新規予約の受付を再開する。

・施設利用において、貸出を中止していた種目について、別紙「施設利用の制限緩和について(案)」のとおり貸出を再開する。

ただし、料理、飲食を伴う会議等は除く。

#### <対象施設>

地域活動センター（9所）、区民会館（6館）、交流館（4館）、シビックセンター区民会議室、区民センター、勤労福祉会館

#### (3) 施設における事業について（経済課所管勤労福祉会館を含む）

感染予防対策を十分に行ったうえ、予定どおり実施する。

なお、夜間については、午後9時までの実施とする。

#### (4) 地域活動センターの窓口について

通常通りの業務時間とする。

## 2 経済課

- ・事業（イベント、講座等）について  
感染予防対策を十分に行ったうえ、予定どおり実施する。  
なお、夜間については、午後9時までの実施とする。

## 3 戸籍住民課

- ・区民サービスコーナー業務について（地域活動センター含む）  
夜間の業務時間を通常通り午後8時までとする。

## 報告事項

### 1 アカデミー推進課

東京都におけるリバウンド防止措置の実施に伴う施設使用等について

#### (1) 貸施設

- ・夜間の時間帯は、貸出時間を午後9時までとする。ただし、使用時間短縮による使用料の減免はしない。
- ・期間中の新規予約の受付を再開する。
- ・施設利用において、貸出を中止していた種目について、別紙「施設利用の制限緩和について(案)」のとおり貸出を再開する。

ただし、料理、飲食を伴う会議等は除く。

#### <対象施設>

アカデミー文京、地域アカデミー、スカイホール

#### (2) 事業（イベント、講座等）

- ・区主催事業及び区指定事業のイベントや講座等は、感染予防対策を十分に行ったうえ、予定どおり実施する。なお、夜間については、午後9時までの実施とする。

### 2 スポーツ振興課

東京都におけるリバウンド防止措置の実施に伴う施設使用等について

#### (1) 貸施設

- ・夜間の時間帯は、貸出時間を午後9時までとする。ただし、使用時間短縮による使用料の減免はしない。
- ・期間中の新規予約の受付を再開する。

#### <対象施設>

スポーツセンター、総合体育館、江戸川橋体育館、小石川運動場、竹早テニスコート、六義公園運動場、後楽公園少年野球場

#### (2) 事業（イベント、講座等）

- ・区主催事業及び区指定事業のイベントや講座等は、感染予防対策を十分

に行ったうえ、予定どおり実施する。なお、夜間については、午後9時までの実施とする。

## 報 告 事 項

## 1 高齢福祉課

東京都におけるリバウンド防止措置の実施に伴う施設使用等について

## &lt;施設等&gt;

- 文京福祉センター江戸川橋・文京福祉センター湯島貸施設の利用  
緊急事態宣言解除後は、貸出時間を午後9時までとし、新規予約受付を再開する。ただし、使用時間短縮による使用料の減免はしない。  
また、施設利用において、貸出を中止していた種目について、別紙のとおり貸出を再開する。(ただし、料理、飲食を伴う会議等は除く)
- シルバーセンター貸施設の利用  
緊急事態宣言解除後は、通常の貸出とし、午前・午後の新規予約受付を再開する。  
また、施設利用において、貸出を中止していた種目について、別紙のとおり貸出を再開する。(ただし、料理、飲食を伴う会議等は除く)
- 高齢者あんしん相談センターの運営  
緊急事態宣言解除後は、通常どおりの運用とする。
- 話し合い員活動の実施  
緊急事態宣言解除後は、通常の活動を再開する。

## &lt;イベント&gt;

- 文京総合福祉センター祭りの中止  
緊急事態宣言解除後の、11月6日(土)・7日(日)に予定していた文京総合福祉センター祭りは、利用者団体等による展示イベントで代替する。

## 2 障害福祉課

- 障害者手帳及びサービス申請等の郵送対応  
緊急事態宣言解除後は、障害者手帳の申請等及び交付については窓口対応を基本とするが、希望者に対しては郵送での対応を行う。  
また、手帳交付時にご案内する心身障害者等福祉手当、心身障害者医療



費助成（マル障）及び福祉タクシー等の全てのサービスについても、窓口対応を基本とするが、希望者に対しては郵送での対応を行う。

- 障害福祉サービス等の更新等に係る対応

緊急事態宣言解除後は、原則として施設や自宅等への訪問や窓口での対面による方法で実施するが、希望者に対しては電話や郵送で実施する。

- 障害者会館の利用

緊急事態宣言解除後は、通常の貸出とし、午前・午後の新規予約受付を再開する。

また、施設利用において、貸出を中止していた種目について、別紙のとおり貸出を再開する。（ただし、料理、飲食を伴う会議等は除く）

### 3 生活福祉課

- ひきこもり等自立支援事業の実施

緊急事態宣言解除後の10月9日に開催を予定しているひきこもり等自立支援事業～STEP～講演会及び個別相談会は、当初の予定どおり実施する。

### 4 介護保険課

- 窓口について

緊急事態宣言解除後についても、引き続き、待合状況を見ながら密にならないよう窓口対応を行う。

- 手続きの郵送対応の継続

緊急事態宣言解除後についても、引き続き、来庁時の窓口での滞在時間を短縮するため、郵送での申請を勧奨する。

### 5 国保年金課

- 手続きの郵送対応（継続）

緊急事態宣言解除後についても、引き続き、来庁時の窓口での滞在時間を短縮するため、以下3点の申請については原則必要書類を預かり、保険証等は後日、郵送で対応する。

また、加入の申請は、窓口申請のみであるが、例外的に郵送での受付も行う。

- 国民健康保険の加入
- 国民健康保険をやめる
- 国民健康保険証の再交付申請

## 報告事項

### 1 子育て支援課、幼児保育課、子ども家庭支援センター

- 休止・縮小している事業について

緊急事態宣言解除後も、感染拡大防止のため、当面の間現行の取扱いを継続する。

休止／地域子育てステーション

縮小／子育てひろば・ぴよぴよひろば（人数制限・事前予約）

※子育てひろば水道は電話相談のみ

病児・病後児保育事業（病状による）

緊急一時保育事業（リフレッシュ一時保育の休止）

区立保育園乳幼児子育て相談（電話相談のみ）

### 2 子育て支援課

- キッズルームシビックの夜間利用

緊急事態宣言解除等に伴い、夜間利用を午後9時までとする（ただし、仕事等のやむを得ない事情で利用する場合は、午後9時30分までとする。）。

### 3 幼児保育課

- 保育園運営

通常どおりの園運営を継続する。なお、家庭保育の協力要請は終了とし、保育料の日割り還付も終了する。

### 4 子ども家庭支援センター

- 子どもの最善の利益を守る法律相談（男女平等センター）

緊急事態宣言解除に伴い、夜間の相談について再開する。

## 報 告 事 項

## 1 生活衛生課

- シニア入浴カード（高齢者いきいき入浴事業）の窓口での新規申請受付  
緊急事態解除宣言の発出に伴い、生活衛生課窓口でのシニア入浴カード  
（高齢者いきいき入浴事業）の新規申請受付を再開する。
- 湯遊入浴デー事業  
緊急事態解除宣言が発出後も、文京区浴場組合との協議により、当面の  
間、湯遊入浴デー事業は中止する。
- ネズミ防除訪問診断事業  
緊急事態解除宣言の発出に伴い、10月1日からネズミ防除訪問診断事  
業を再開する。

## 2 予防対策課

## (1) 新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種について(9月27日時点)

## ア 集団接種（10月分）について

9月15日（水）より、集団接種（10月分）の予約受付を開始した。

予約開始	接種期間（1回目接種）	会場数	予約枠※
9月15日（水）	10月4日（月）～21日（木）	7会場	約13,000枠

※ 予約開始時点での予約枠数

## イ 東京ドームでの5区合同接種事業について

文京区、新宿区、港区の3区合同ワクチン接種事業に、10月から板橋区・中野区が加わり、「5区合同ワクチン接種事業」となった。

## ウ モデルナ集団接種会場（文京総合体育館）について

9月8日（水）より予約開始した本会場について、区内における感染拡大防止につなげるため、接種対象者を区内在勤・在学者に拡大した。

## (2) ワクチン接種状況

9月27日(月曜日) 時点の速報(参考) 値

区分	接種 対象者	接種者数				接種見込者数 (接種者数+予約者数※)			
		1回目		2回目		1回目		2回目	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
65歳 以上	43,557 人	38,842 人	89.2 %	37,177 人	85.4 %	39,003 人	89.5 %	37,441 人	86.0 %
12歳 ~64歳	159,016 人	118,269 人	74.4 %	96,450 人	60.7 %	121,430 人	76.4 %	107,789 人	67.8 %
合計	202,573 人	157,111 人	77.6 %	133,627 人	66.0 %	160,433 人	79.2 %	145,230 人	71.7 %

※ 予約者数は、コロナワクチン予約管理システムから取得した速報値  
(個別接種や自衛隊大規模接種など、コロナワクチン予約管理システム  
で管理されていない予約数は含まれていない)。

### ● 区民の療養状況

9月27日(月曜日) 18時時点

入院	宿泊療養	自宅療養
10人	8人	36人

- ※ 入院・宿泊療養には、退院・退所連絡を確認できない方を含む。
- ※ 自宅療養には、入院・宿泊調整者数を含む。
- ※ 文京区に住民登録をしている方以外の感染症数も含まれます。  
そのため、住民登録地別で集計している東京都の公表数とは異なります。

## 報告事項

### 1 道路課

- 私道整備助成業務

緊急事態解除宣言が発出されるため、申請受付を再開する。

### 2 みどり公園課

- 公園再整備事業の実施

緊急事態宣言が解除されるため、感染予防対策を十分行った上で、公園再整備計画意見交換会を実施する。

東京都におけるリバウンド防止措置の実施に伴う施設使用等について

- 施設の利用等について

#### (1) 貸施設

- ・夜間の時間帯は、貸出時間を午後9時までとする。ただし、使用時間短縮による使用料の減免はしない。
- ・施設利用において、貸出を中止していた種目について、別紙「施設利用の制限緩和について(案)」のとおり貸出を再開する。

<対象施設> 肥後細川庭園集会室、大塚公園集会所

#### (2) イベント

<肥後細川庭園>

- ・緊急事態宣言が解除されるため、10月10日、11月14日に開催を予定している自主事業「庭園を見ながらヨガ」は、当初の予定どおり実施する。
- ・緊急事態宣言が解除されるため、毎週土曜日に開催を予定している「ボランティアガイドツアー」を当初の予定どおり実施する。

<目白台運動公園>

- ・緊急事態宣言が解除されるため、10月以降に開催を予定している各種自主事業を当初の予定どおり実施する。

- ・緊急事態宣言が解除されるため、冬芝の播種及び養生による芝生広場の閉鎖期間終了後、10月9日より噴水池を再開する。

## 報 告 事 項

### 1 学務課

- 学校施設使用事業について  
緊急事態宣言の解除を受け、10月1日から通常利用とする。  
申込み受付は、9月30日から再開する。

### 2 児童青少年課

- 青少年プラザ (b-lab) の利用  
緊急事態宣言の解除を受け、人数制限等の感染症予防対策を引き続き行った上で、開館時間を通常どおり午前9時から午後9時まで（中学生は午後8時まで）とする。  
また、スタジオ・ホールの一般貸出を再開する。
- 児童館の運営  
緊急事態宣言の解除を受け、児童館については、引き続き、通常通りの運営とする。
- 育成室の運営  
緊急事態宣言の解除を受け、育成室については、引き続き、通常通りの運営とする。なお、緊急事態宣言解除後は、保育料の日割り還付は行わない。
- こどもひろばの利用再開  
緊急事態宣言の解除を受け、学務課の施設開放が再開されることに伴い、こどもひろば事業も再開する。
- 放課後全児童向け事業（アクティ）の運営  
アクティ事業は、引き続き通常運営を行う。

### 3 教育センター

- 教育センター貸施設  
10月1日から使用及び予約を再開する。なお、貸出しに当たっては、利用者に対し、三密の回避やマスクの着用、消毒等の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を要請する。



- 科学教育事業

10月1日以降に開催を予定している自然科学教室及び情報科学教室は、感染対策を徹底した上で実施する。

#### 4 真砂中央図書館

- 開館時間等について

通常の開館時間とし、使用できる閲覧席の制限は継続する。

※ 月曜日から土曜日までは午後9時まで。(千石図書館は午後8時まで)

※ 向丘地域活動センターでの図書の取次業務については午後8時まで。

- 行事等の開催について

感染症対策を講じたうえで行事及びカウンターでのレファレンスサービス等を再開する。

## 報 告 事 項

### 1 区議会事務局

- 議会図書室の一般利用再開

緊急事態宣言の解除に伴い、議会図書室の一般利用を再開する。

令和3年9月29日

総務部・区民部・アカデミー推進部・福祉部・土木部

**施設利用の制限緩和について(案)****1 趣旨**

施設利用の制限緩和は、新型コロナウイルスの感染状況の改善状況と国が示す業種別ガイドライン等に沿って実施することとしていたが、今年に入り緊急事態宣言とまん延防止等重点措置が繰り返し発出される事態となり、感染状況が改善されないことから見合わせている。

施設の利用制限により、令和2年2月末より現在までの約1年6か月以上活動が制限されている団体も多く、区民等からは利用制限の緩和を求める声が上がっている。また、周辺区では、すでに利用制限の緩和を実施している状況もあるため、本区においても、一定の条件を付けながら利用の制限緩和を行う。

**2 利用種目・条件****(1) 利用緩和を行う種目**

茶道、社交ダンス、麻雀・カードゲーム、かるた、歌唱・コーラス・詩吟・謡曲、演劇・朗読・落語、吹矢、着付け、カラオケ

※ 料理、会食を伴う会議等は、引き続き利用を中止する。

**(2) 利用条件**

別表のとおり

**3 利用人数**

利用定員の制限(一人当たりの占有面積を約4㎡とし、貸室面積から割り出した人数かつ現定員の2分の1以下の利用人数を上限とする。)を継続する。

**4 利用開始時期等(予定)****(1) 利用開始日**

令和3年10月4日(月)から

**(2) 申込(受付)開始日**

① 随時申込 令和3年10月4日(月)から

② 抽選申込 令和3年10月20日(水)から

**(3) 周知開始**

令和3年9月29日(水)から、HP、ちらし、掲示等により周知する。

**5 その他**

「新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う施設使用の取消時の全額還付」及び「定員制限による施設使用料の取扱い(特例還付)」は、当面の間継続する。

## 利用種目別利用条件（令和3年10月4日）

No	利用種目	利用条件	10/4 変更点
1	茶道	1 練習中はマスクを着用し、会話は必要最低限度に留めること 2 人と人の間隔は2m（最低1m）空けること 3 換気はこまめに行い、30分に1回以上5分間程度を目安とすること 4 お茶をいただく際は、茶巾等も含め茶器を各自用意すること。作法のみの場合は貸し出し可能。 5 道具の共有は避け、一つの道具は一人が扱うことし、使い回しは避けること 6 お茶をいただく際は、点て合うことは避け自服にて行うこと 7 濃茶は茶碗を替え銘々一服とし、飲みまわしは避けること 8 茶菓子は大皿などに盛り付けず、銘々皿に設け、飲食を摂るとき以外はマスクを着用すること 9 練習前後や休憩中においてもマスクは必ず着用し、休憩中の密集や大声での会話は控えること	作法のみ ↓ 点前可
2	社交ダンス	1 ダンス時もマスクを着用し、会話は必要最低限度に留めること 2 団体で消毒液を準備し、会場使用前後の手指消毒を徹底すること 3 カップル単位で2m以上の距離を確保し、カップル組み換えを行うパーティー形式の練習は行わないこと 4 練習前後や休憩中においてもマスクは必ず着用し、休憩中の密集や大声での会話は控えること	人同士が 触れない 練習 ↓ ペア練習 可
3	囲碁・将棋	1 人との接触や会話を控え、ガイドラインに沿って実施すること 2 団体で消毒液を準備し、1ゲームごとに手指消毒を行うこと	消毒液を 団体で準 備
4	麻雀・カード ゲーム	1 対局中もマスクを着用し、人との接触や会話は、必要最低限度に留めること 2 団体で消毒液を準備し、1ゲームごとに手指消毒を行うこと 3 メンバーが変わる都度、使用備品（麻雀卓及び牌、カード等）の消毒を行うこと 4 できるだけ2mの対面距離を空けること （距離を確保できないことが見込まれる場合は、アクリル板や透明ビニールカーテン等を設置するなどの工夫を行うこと） 5 対局前後や休憩中においてもマスクは必ず着用し、休憩中の密集や大声での会話は控えること	利用再開
5	かるた	1 施設の定員内での利用とし、使用の際は、読手と取り手の距離を2m以上空けるなどガイドラインに沿って行うこと 2 マスクはガイドラインに関わらず必ず着用し、会話は必要最低限度に留めること 3 団体で消毒液を準備し、利用前後に手指消毒を行うこと 4 30分ごとに5分以上の換気を挟むこと 5 競技をする場合はガイドラインに基づき行うこと 6 使用した札は、当日の使いまわしは避けること 7 練習前後や休憩中においてもマスクは必ず着用し、休憩中の密集や大声での会話は控えること	利用再開
6	弦楽器・打楽器 吹奏楽	1 2mの間隔をとること 2 ガイドラインに沿って実施 3 吹奏楽再開にあたっては、以下の条件を守ること (1) 周辺に配慮の上、飛沫の飛散に特段の注意を払うこと (2) 水や唾により床面が濡れることがないように受け皿や吸水シート等を持参すること (3) 使用済みの吸水シート等は、各自がビニール袋などに入れて持ち帰ること (4) 演奏時以外は、可能な限りマスクを着用すること (5) 練習前後、休憩中の密集や大声での会話は避けること	令和2年 10月より 利用可 （アカデミ ー施設は 9月）

No	利用目的	利用条件	10/4 変更点
7	歌唱・コーラス・詩吟・謡曲	<p>「合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン（第3版 2021年6月7日改定 一般財団法人全日本合唱連盟）」に以下の条件を加える。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設内では練習の有無を問わず、必ずマスクを着用すること</li> <li>2 マスクは、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の予防」の啓発資料による正しいマスクの着用（鼻と口の両方を隙間がないように覆った）に則った形状のものを使用すること</li> <li>3 練習時は指揮者・伴奏者と団員との距離を3m以上確保するとともに、団員間では前方向で2m以上、左右方向で1.5m以上の距離を確保し、可能であれば、前後の列は互い違いにすること</li> <li>4 楽譜等は共有しないこと</li> <li>5 練習前後や休憩中においてもマスクは必ず着用し、休憩中の密集や大声での会話は控えること</li> <li>6 連続した練習は30分以内とし、5分以上の換気を行うこと</li> </ol>	利用再開
8	演劇・朗読・落語	<p>「7歌唱・コーラス・詩吟・謡曲」の利用条件に以下を加える。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>7 対面での練習は行わないこと</li> <li>8 人との接触は行わないこと</li> </ol>	利用再開
9	吹矢	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 人との接触や会話は、必要最低限度に留めること</li> <li>2 的と的の間隔を2m以上とれるレーン設置をすること</li> <li>3 吹く距離は全員同じ距離とすること</li> <li>4 団体で消毒液を準備し、交代前後に吹いた本人が的を消毒するとともに手指消毒を行うこと</li> <li>5 筒及び筒立て、クリーナーは共通で使用せず、管理を徹底すること</li> <li>6 床に落ちた撥ね矢はその後の練習で使用しないこと</li> <li>7 20～30分毎に5分以上の換気を行うこと</li> <li>8 練習前後や休憩中においてもマスクは必ず着用し、休憩中の密集や大声での会話は控えること</li> </ol>	利用再開
10	着付け	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 定期的な換気を行うこと</li> <li>2 近距離での会話を避け、人との接触は必要最低限度に留めること</li> <li>3 施設内では必ずマスクを着用すること</li> <li>4 会場使用前後はもとよりこまめな手指消毒を行うこと</li> </ol>	利用再開
11	カラオケ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設内では、必ずマスクを着用すること</li> <li>2 マスクは、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の予防」の啓発資料による正しいマスクの着用（鼻と口の両方を隙間がないように覆った）に則った形状のものを使用すること</li> <li>3 団体で消毒液を準備し、マイクを含むカラオケ機材を使用するごとに手指消毒を行うこと</li> <li>4 マイクを含むカラオケ機材は使用の都度、専用の除菌スプレーや消毒液等で消毒すること。なお、消毒液等は団体が用意すること</li> <li>5 複数人で歌う場合は、向き合わずに2m以上の間隔を置くこと</li> <li>6 歌い手と聴き手の距離は3m以上空けること</li> <li>7 休憩中においてもマスクは必ず着用し、休憩中の密集や大声での会話は控えること</li> <li>8 30分ごとに、5分以上の換気を行うこと</li> </ol>	利用再開
12	料理、飲食を伴う会議	当面の間利用不可	

※ ウイルスの消毒・除菌方法については、「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)などを参考にしてください。また、機器類の消毒等に当たっては製品ごとに異なりますので、各施設にご確認ください。（直接消毒液を吹きかけるのは故障の原因となりますのでおやめください）